

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十一号

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則（昭和五十二年三月奈良県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号イ中「強姦^{かん}」を「強制性交等」に、「りよう辱」を「陵辱」に改める。

第十条中「第三十条の二第二項第三号」を「第三十条の二第一項第二号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第三十条の二第三項」を「第三十条の二第二項」に改め、同条第一号とし、同条に次の一号を加える。

二 保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第三十条の二第五項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由が必要であること及び同項に規定する理由を記載した書面又は電磁的記録の提出が必要であること

第十一条中「第三十条の二第三項」を「第三十条の二第二項」に改め、同条第三号中「携帯電話端末又はPHS端末」を「携帯電話端末等」に改める。

第十六条を第十七条とし、第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

（青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由）

第十二条 条例第三十条の二第五項に規定する規則で定める理由は、保護者が、自らの責任において青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

第七号様式中「（第13条関係）」を「（第14条関係）」に改める。

第八号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に改める。

第九号様式中「（第16条関係）」を「（第17条関係）」に、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び媒介業者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。